

策定年度 (策定年月日)	昭和 47 年度 (昭和 47 年 4 月 10 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 49 年度 (昭和 49 年 8 月 18 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 51 年度 (昭和 52 年 2 月 5 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 54 年度 (昭和 54 年 9 月 14 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 58 年度 (昭和 58 年 6 月 7 日)
変更年度 (変更年月日)	令和 3 年度 (令和 4 年 3 月 18 日)
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度

山形県村山市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(計画変更)

令和 4 年 3 月

山形県村山市

目 次

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区の地目別面積	4
5 村山市の産業導入地区の現状	4
6 産業導入未決定地の活用見込み	5
7 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第 2 導入すべき産業の業種及び規模	8
1 導入すべき業種	8
2 選定理由	9
3 導入すべき産業の規模	11
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	14
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	14
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	14
3 認定農業者等の育成	14
4 農地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	16
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	17
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	17
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	17
第 6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	21
1 施設の整備等	21
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	22
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	23
1 労働力の需給の調整	23
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	23
第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	24
1 担い手の育成・確保	24
2 農業生産基盤及び農業施設の整備	25
第 9 その他必要な事項	26
1 企業の撤退時のルール等について	26
2 実施計画のフォローアップについて	26
3 その他	27

添付図面

- 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙－2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況
- 別紙－3 主な既存企業の概要
- 別紙－4 立地条件表
- 別図－1 産業導入地区位置図
- 別図－2 都市計画図
- 別図－3 農業振興地域土地利用計画図
- 別図－4 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図
(農業生産基盤整備状況図)
- 別図－5 主な既存企業の位置図
- 別図－6 公図写(駅西地区)

(前 文)

村山市は、山形県の中央部に位置し、東西22km・南北15kmの東西に長い形をしている。東を奥羽山脈(甕岳)、西を出羽丘陵(葉山)に囲まれ、市中央部を最上川が大きく蛇行しながら北流し、流域には肥沃な土地が開けている。総面積196.98km²のうち、田畑が26.4%、宅地が3.9%、山林・原野・その他が69.8%となっており、土地利用からみても農業を基幹とした市である。気候は日本海気候区に属した内陸系気候を示し、直近3年間の年間降水量の平均値は約1,261mm、年平均気温は10~11℃程度であり、夏季と冬季及び昼と夜の寒暖の差は大きい。

本市の農業は、稲作を基幹作物としながら、これに果樹、野菜、畜産、花き等を合わせた複合経営が主体であるが、近年では園芸作物の産地化が図られつつあり、スイカ、おうとう、りんご、西洋なし、里いも等の生産地としても地位を高めている。

本市の農業構造は、昭和35年から44年までの10年間は高度経済成長の影響により都市部への人口流出が進み、その後は米をはじめとする多くの農産物の販売価格の低迷による農業収入の伸び悩みを背景にして、農家数の減少と営農の兼業化が進行してきた。農業就業人口割合は減少を続け、農業労働力の高齢化が進み、さらに経営規模においては3ha以上の農家の比率が増加し、その拡大が進んでいる。今後のさらなる人口減少に伴い、農業の担い手不足が深刻化し、基幹産業としての維持が困難となり、地域の活力低下も危惧されるところである。

こうした中、国では令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「6次産業化等の推進」「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」「更なる農業の競争力強化のための改革」「人口減少社会における農山漁村の活性化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本市においても、農林業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、市独自の支援も織り交ぜながら、第5次村山市総合計画後期基本計画と、村山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プランに沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第5次村山市総合計画後期基本計画において、「「つながる」産業振興～農商工連携の強化～」を標榜する本市においては、新たな企業進出を促す環境づくりとして、積極的に企業や工場の誘致を進め、新たな雇用機会の創出し、既存産業の活性化を図ることも今後の課題とされている。

市内に安定的な優良企業を誘致できれば、第2次産業・第3次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、産業導入地区の拡大に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき、昭和58年6月に定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和4年3月から5か年間とし、令和7年度までに産業の導入の目標を達成する。

第 1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備 考
村山産業導入地区	河島工業団地	継続
	金谷工業団地	継続
	駅西地区	新設

駅西地区を新設する。

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・河島工業団地

所在地：山形県村山市大字杉島字前田58 外15筆 面積：56,596.33㎡

- ・金谷工業団地

所在地：山形県村山市金谷1 外137筆 面積：214,707.40㎡

- ・駅西地区

所在地：山形県村山市大字楯岡字楯岡西8490-2 外73筆 面積：110,019.51㎡

全体面積：381,323.24㎡

地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 継続地区（河島団地、金谷団地）

継続地区としては、昭和 47 年度に河島団地、昭和 54 年度に金谷団地をそれぞれ設定しており、すべて導入済みである。

(2) 新規地区（駅西地区）

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

① 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

本市内には河島工業団地、金谷工業団地、南原集積地、東原集積地等の地域を中心に、主に機械金属加工の製造業が多く立地している。また、村山駅にも近い駅西地区はすでに複数の商業施設等が立地している本市の重要な開発区域である。

② 市場への近接性

駅西地区は市内中心部に位置しており、国道 13 号を介して、隣接する東根市や尾花沢市にも容易にアクセスできる。さらに山形空港を利用すれば、首都圏や関西圏、中部圏なども商圏に含めることができる。

③ 交通インフラの整備状況

駅西地区は国道 13 号に隣接しており、近隣市町村や山形新幹線の村山駅へのアクセスも容易である。また、令和 4 年内には東北中央自動車道の村山 IC が供用開始予定となっている。なお、村山 IC までのアクセスとなる市道駅西中央線が令和 2 年度に完成し、市道駅西中央 2 号線も令和 3 年度完成予定である。今後も市道駅西中央 5 号線の整備、市道楯岡長瀬線の拡張が計画されている。

④ 周囲の企業の立地動向

近隣にはヤマザワ、ダイソー、ソフトバンクショップ等の商業施設、飲食店、コインランドリー、学習塾等の便民施設が立地している。

⑤ 市内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区のうち現況でまとまった規模の未利用地は存在せず、導入企業の立地条件を満たすことができない。

上記の結果を踏まえて、駅西地区を新規の産業導入地区として選定したものである。

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等						宅地・その他						合計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
		普通畑	樹園地	草地										
河島						55,688.33	55,050.88					908.00	56,596.33	56,596.33
金谷		12,130.00				12,130.00	173,557.36	168,285.90		2,028.00		26,992.04	202,577.40	214,707.40
駅西	104,155.51					104,155.51						5,864.00	5,864.00	110,019.51
計	104,155.51	12,130.00				116,285.51	229,245.69	223,336.78		2,028.00		33,764.04	265,037.73	381,323.24

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
駅西	104,155.51	-	-	-	104,155.51

5 村山市の産業導入地区の現状

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積	産業導入不可面積※			
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
(現 状)	河島	56,596.33	55,050.88	0	0	0	0	0	1,545.45
	金谷	214,707.40	163,544.27	4,741.63	28,399.99	16,456.99	11,943.00	0	18,021.51

※産業導入不可面積には、実施計画に位置付けられていない公衆用道路のほか、用悪水路などの団地機能を維持していくための土地を含む。

6 産業導入未決定地の活用見込み

既存の産業導入地区(継続地区)には、金谷工業団地に一部産業導入未決定地が存在するが、既存立地企業から拡張用地としての相談が複数あり、現在立地に関する問い合わせのある企業の立地ニーズを満たすことが困難である。

7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【河島工業団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ 非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域	⑪. 低開発地域工業 開発地区	⑫. 工場適地調査地区 (全地区・ 一部)

【金谷工業団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ 非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域	⑪. 低開発地域工業 開発地区	⑫. 工場適地調査地区 (全地区・ 一部)

【駅西地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ 非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域	⑪. 低開発地域工業 開発地区	12. 工場適地調査地区 (全地区・一部)

(2) 土地利用基本計画関係

【河島工業団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	2	3	4	5	6

【金谷工業団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	2	3	4	5	6

【駅西地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【河島工業団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	③	4	5	6	7	8

【金谷工業団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	③	4	5	6	7	8

【駅西地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(4) その他

①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域は、昭和22年9月5日に指定されている。
河島工業団地及び金谷工業団地は都市計画区域内であり、用途指定がなされている。
駅西地区は都市計画法に基づく用途地域及び地区は設定していない。

②農地転用に関する調整の結果の状況

村山市農業委員会及び村山東根土地改良区と調整済。

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域 指定年月日： 昭和45年3月30日
- ・農業振興地域整備計画 策定年月日： 昭和46年3月11日
- ・農業振興地域面積：12,241ha
- ・農用地区域面積：4,340.46ha
- ・範囲：別図-2のとおり

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・別紙-2及び別図-4のとおり。
駅西地区は、「県営ほ場整備事業（村山東根第二期）」（昭和44年度～昭和63年度）及び「地域水田農業支援緊急整備事業」（平成18年度～平成22年度）の受益地となっているが、事業完了後すでに8年以上を経過している。

⑤周辺における既存企業の立地状況

- ・別紙-3及び別図-4のとおり

⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

- ・開発許可予定時期：令和4年度以降
- ・折衝過程及びその内容：令和3年12月 山形県県土整備部都市計画課に事業説明
令和3年12月 山形県村山総合支庁建設部建築課に事業説明

⑦立地条件表

- ・別紙-4のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和7年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種

【河島工業団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	25 はん用機械器具製造業	253 一般産業用機械・装置製造業
	25 はん用機械器具製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
	26 生産用機械器具製造業	266 金属加工機械製造業
	27 業務用機械器具製造業	274 医療用機械器具・医療用品製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	284 電子回路製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	285 ユニット部品製造業

【金谷工業団地】

大分類	中分類	小分類
建設業	06 総合工事業	061 一般土木建築工事業
	07 職別工事業	077 塗装工事業
製造業	13 家具・装備品製造業	131 家具製造業
	22 鉄鋼業	223 製鋼を行わない鋼材製造業
	24 金属製品製造業	246 金属被覆・彫刻業, 熱処理業
	25 はん用機械器具製造業	252 ポンプ・圧箱機器製造業
	25 はん用機械器具製造業	253 一般産業用機械・装置製造業
	26 生産用機械器具製造業	261 農業用機械製造業
	26 生産用機械器具製造業	263 繊維機械製造業
	26 生産用機械器具製造業	266 金属加工機械製造業
	26 生産用機械器具製造業	269 その他の生産用機械・同部分品製造業
	29 電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業

【駅西地区】

大分類	中分類	小分類
運輸業，郵便業	47 倉庫業	471 倉庫業
卸売業，小売業	60 その他の小売業	603 医薬品・化粧品小売業
	60 その他の小売業	609 他に分類されない小売業 (6091 ホームセンター)
宿泊業，飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂，レストラン
	76 飲食店	763 そば・うどん店
教育，学習支援業	81 学校教育	817 専修学校，各種学校 (8172 各種学校（自動車教習所）)

2 選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。については、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本市の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い業種や、短期雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたうえで選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模経営農家、離農した農家及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて土壌汚染対策法に基づく公害防止に関する協定の締結を行うこととする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立つて、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用を行う。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業6社との間で、事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったことから、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

- ① 倉庫業は、市内に既存倉庫が立地しているが、今後の事業拡大に向けて事業用地の拡大を希望している。当該地区が令和4年に供用開始予定の東北中央自動車道村山ICを始め、国道13号へのアクセスが容易にでき、物流面においても取引先との中間位置としての役割を果たせるため、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、市内企業との連携や取引の拡大をすることで市内産業の活性化に期待が持てる。そして、従業員の確保についても、既存社員の通勤利便性も高く、加えて近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、市内住宅地や村山駅にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ② その他の小売業2社は、東北中央自動車道村山ICの供用開始や、道の駅の移転整備などによる集客効果や交通利便性の上昇から事業を行う上でメリットがあると判断した。さらに新設予定施設の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、市内住宅地や村山駅にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ③ 飲食店2社は、当該地付近での道の駅の整備計画やスーパーマーケット等の集積など、市内の新たな賑わいの場所となるため、自社の店舗への集客効果が期待できると判断した。また、市内住宅地や村山駅とも近接しており、安定的に従業員の確保ができることが見込まれることから、当地を選定した。
新たな従業員の確保は農家世帯員を含めた雇用の安定化につながり、担い手への農地集積も促進され、地域の活性化にも繋がることとなる。
- ④ 学校教育は、市内で2か所の自動車教習所を運営している。うち、1か所の教習所の狭隘化及び老朽化に伴い、移転拡張用地を探していた。当該地が、国道13号や村山駅など市内の交通の要衝に近接しており、さらに新設予定施設の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。既存従業員の通勤利便性も高く、新規従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、住宅地や村山駅にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。

3 導入すべき産業の規模

【河島工業団地】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
25 はん用機械器具製造業	2	m ² 4,268.86	m ²	m ²	人 3	人 5	人 8	百万円 177.9	百万円 -
26 生産用機械器具製造業	3	28,289.30			83	148	231	5,432.1	-
27 業務用機械器具製造業	1	13,201.45			19	35	54	1,092.5	-
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	9,291.27			27	51	78	2,784.6	-
計	8	55,050.88	1,545.45	56,596.33	132	239	371	9,487.1	-

【金谷工業団地】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
6 総合工事業	1	m ² 3,151.80	m ²	m ²	人 12	人 17	人 29	百万円 -	百万円 912.8
7 職別工事業	1	440.70			0	1	1	-	4.7
13 家具・装備品製造業	1	1,415.14			0	2	2	28.6	-
22 鉄鋼業	1	8,799.71			19	28	47	1,356.8	-
24 金属製品製造業	1	1,253.63			3	2	5	104.9	-
25 はん用機械器具製造業	2	25,156.27			25	36	61	1,356.4	-
26 生産用機械器具製造業	7	47,185.63			87	131	218	5,126.4	-
29 電気機械器具製造業	2	23,563.54			77	117	194	4,712.0	-
31 輸送用機械器具製造業	4	57,319.48			154	233	387	7,982.0	-
計	20	168,285.90	46,421.5	214,707.40	377	567	944	20,667.1	917.5

【駅西地区】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
47 倉庫業	1	m ² 10,000.00	m ²	m ²	人 4	人 6	人 10	百万円 -	百万円 18.0
60 その他の小売業	2	21,500.00			44	71	115	-	2,541.5
76 飲食店	2	2,500.00			19	31	50	-	15.0
81 学校教育	1	50,000.00			46	74	120	-	612.0
計	6	84,000.00	26,019.51	110,019.51	113	182	295	-	3,186.5

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和7年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同じ)は、次のとおりとする。

【河島工業団地】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
25 はん用機械器具製造業	2	人	人	人	%	%	%
26 生産用機械器具製造業	3	57	85	142	68.7	57.4	61.5
27 業務用機械器具製造業	1	13	20	33	68.4	57.1	61.1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	19	29	48	70.4	56.9	61.5
計	8	91	137	228	68.9	57.3	61.5

【金谷工業団地】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
6 総合工事業	1	人	人	人	%	%	%
7 職別工事業	1	0	1	1	0	100	100
13 家具・装備品製造業	1	0	1	1	0	50.0	50.0
22 鉄鋼業	1	12	12	24	66.7	42.9	52.2
24 金属製品製造業	1	0	1	1	0	33.3	20.0
25 はん用機械器具製造業	2	19	25	44	79.2	69.4	73.3
26 生産用機械器具製造業	7	72	95	167	80.0	69.9	73.9
29 電気機械器具製造業	2	50	75	125	65.8	64.1	64.8
31 輸送用機械器具製造業	4	122	160	282	80.3	69.6	73.8
計	20	285	382	667	76.2	67.0	70.7

【駅西地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
47 倉庫業	1	人	人	人	%	%	%
60 その他の小売業	2	3	0	3	75.0	0	30.0
76 飲食店	2	17	12	29	38.6	16.9	25.2
81 学校教育	2	10	5	15	52.6	16.1	30.0
計	6	23	4	27	50.0	5.4	22.5
計	6	53	21	74	46.9	11.5	25.1

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和7年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農 家 人 口	農業従事者		基 幹 的 農 業 従 事 者
		農業就業人口		
平成27年度 (現 状)	人 6,176	人 4,011	人 2,396	人 2,151
令和7年度 (見込み)	4,244	2,757	1,647	1,478

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の現状・見込み

区 分	認定農業者	認定新規 就 農 者	集落営農
令和2年度 (現 状)	経営体 241	経営体 9	集落営農 8
令和7年度 (見込み)	226	9	8

注：現状は令和3年3月現在

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

(単位：ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等及 び基本構想水準 達成者への 利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業 受託	計 ②	
現状	3,770	797	1,159	0	1,956	51.9
目標	3,750	800	1,377	0	2,177	58.0

(2) 認定農業者等の経営規模

(単位：経営体(集落営農))

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者等の数	
		令和2年 現在	令和7年 目標
単一経営	①水稲	12	12
	②雑穀・芋類・豆類	1	1
	③露地野菜	2	2
	④果樹類	3	3
	⑤花き・花木	1	1
	⑥その他の作物	1	1
	⑦酪農	1	1
	⑧肉用牛	3	3
	⑨その他の畜産	1	1
複合経営	⑩水稲＋雑穀・芋類・豆類	5	5
	⑪水稲＋露地野菜	43	40
	⑫水稲＋施設野菜	4	4
	⑬水稲＋果樹類	43	40
	⑭水稲＋花き・花木	6	6
	⑮水稲＋肉用牛	0	0
	⑯露地野菜＋その他	60	56
	⑰施設野菜＋その他	10	9
	⑱果樹類＋その他	29	27
	⑲酪農＋その他	9	8
	⑳その他複合経営	7	6

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

意欲ある農業者に対しては、農業経営改善計画の作成支援等により積極的に認定農業者へ誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

また、農業や農村の維持発展に向けて、関係機関が協力し各地域における取組みを促進しながら、新規就農者の育成・確保を推進するとともに、女性農業者や高齢者等の多様な農業者が連携し、それぞれが培ってきた知識や技術等の特色を活かして、地域農業の発展を目指す活動を促進する。

集落営農組織の育成と農業経営体の法人化については、担い手不足が見込まれる地域において、農作業受託による農用地の利用集積を図る相手方として特定農業団体等の集落営農組織の育成を図り、これら組織の実効性ある法人化を促進するため地域の実情に即し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人に地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援する。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

農用地の利用集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業及び人・農地プラン等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑に実施する。

また、農業者（農地の受け手）については、農地貸借による耕作面積の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

具体的には、地域の地理的・自然的条件はもちろんのこと、農用地を利用集積・集約化しようとする農業者の農地の保有状況や利用状況、営農類型の特性や将来的な耕作意向などを総合的に勘案し、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、村山市農業委員会をはじめ、公益財団法人やまがた農業支援センター、みちのく村山農業協同組合、村山東根土地改良区等の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図りながら必要な措置を講ずる。また、農業者に対して地域ごとの人・農地プランへの参画を促し、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図って、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握検証し、必要に応じて改善を図るよう努める。

認定農業者の育成に向けては、農業経営改善計画の着実な達成に向けて、経営相談を受けるとともに、必要に応じて専門家を派遣するなど個別課題に対応した指導・助言を行い、各種補助事業や資金制度を活用できるよう支援する。

また、新規就農者の育成については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、関係機関の協力の下、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、山形県、農業委員会ネットワーク機構（山形県農業会議）、村山市農業委員会、みちのく村山農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と連携し、農業者に対して各種研修事業への積極的な参加を促す。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地については、すでに完売している。

(2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本市の再生が困難な農地は、無接道・狭小地・傾斜地に集中しており、産業導入地区には適さない。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

① 都市計画法における工業系用途地域及び工業系用途以外の用途地域について

本市の都市計画区域内における用途地域面積は 429ha である。そのうち準工業地域は 41.6ha、工業地域は 43.0ha、工業専用地域は 16.0ha となっており、工業系の用途地域は全体で 100.6ha になる。そのうち未利用地が約 7.3ha 存在するが、用地が散在しており、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

② 農業振興地域以外の地域について

農業振興地域以外の地域は、市内に 7,442ha 存在するが、ほぼ全ての面積が東西の山林地帯であり、そのうちの約 9 割にあたる 6,622.98ha が最上村山地域森林計画の指定を受けている。工業団地として開発を行った場合に山林地帯の治水、治山能力への多大な影響が想定されるため、工業団地として開発することは困難である。

③ 農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

農業振興地域内の農用地区域以外の地域では、河島工業団地の隣接地区（13.8ha）において、比較的まとまった用地を確保できるが、既存農村集落の外縁部に位置しており、営農意欲が高いことから、今後も活力を見出していくために、農業用施設等の用地として活用したい。また、河島工業団地隣接地区は比較的地盤が軟弱で、加えて活断層に近傍しており、工業団地としての開発は困難である。

その他の地域は、山間部及び集落の周辺部にわずかに散在するのみで、道路沿線では農業以外の土地利用が進み、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

駅西地区は農用地区域の縁辺部付近に位置し、東側が商業施設及び道の駅移転予定地、西側が市道楯岡長瀬線に接しており、北側は大旦川の支流によって農地と分断されている。立体的な構造物によって分断されていることから、将来に亘って農地の拡張性は低い。また、産業導入地区の設定後、西側に残される農用地区域も集団性は保たれることから、営農上の影響は少ないものと考えられる。

加えて、前項のとおり、本市においては農用地区域以外に用地を求められない状況であることから、本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができる。

これらの理由から、今後の農業基盤整備事業や農地の利用集積・集約化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の利用集積・集約化施策の推進への影響可能性

駅西地区においては、高性能機械による営農には支障がない。また、駅西地区には、農地中間管理権が存続している農用地が一部含まれているが、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業が伴う農用地ではない。加えて、当該農地は面積が僅少のため、農地中間管理事業の取り組みへの影響は少ない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

駅西地区には、9名の認定農業者が産業導入地区の総面積約11.0haに対し約7.5haの農地において営農している。9名の認定農業者については、経営面積に対する駅西地区に係る面積が僅少のため、いずれも影響は少ない。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

- (a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

駅西地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用排水施設等の農用区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

- (ア) 駅西地区に企業が立地し、工場用水を取水する場合は、基本的には村山市上水道を使用する計画であり、農業用水を使用することはない。
- (イ) 生活雑排水及び工場排水については、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行い、下水道法による排除基準及び村山市下水道条例に定める基準以下に処理後、公共下水道に流入し、処理後最上川に放流する。雨水は市道側溝等の排水路を經由して大沢川に流入させる。
- (ウ) 農業用排水路については、村山東根土地改良区と十分協議を行い、付け替えを実施することで同意を得ており、用排水の機能を維持するため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。
- (エ) 区域内の農道の廃止による影響については、受益地の全てが産業団地の区域内にあるため、農作業に支障がでることはない。
- (オ) 駅西地区には、農地中間管理事業の利用集積・集約化施策に該当する農用地は含まれているが、産業団地に係る面積が僅少のため、影響は少ない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

駅西地区は、「県営ほ場整備事業(村山東根第二期)」(昭和44年度～昭和63年度)及び「地域水田農業支援緊急整備事業」(平成18年度～平成22年度)の受益地となっているが、事業完了後すでに8年以上を経過している。

(3) 面積規模が最小限であること

企業動向等を踏まえ、必要最小限の面積に留めている。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

駅西地区においては、「県営ほ場整備事業(村山東根第二期)」(昭和44年度～昭和63年度)及び「地域水田農業支援緊急整備事業」(平成18年度～平成22年度)の受益地となっているが、事業完了後すでに8年以上を経過している。

上記内容について、各団体と下記のとおり協議・調整を行い、内容について以下のとおり合意を得た。

- ・村山東根土地改良区 令和3年8月18日協議にて調整・合意
- ・みちのく村山農業協同組合 令和3年12月23日協議にて調整・合意

(5) 農地中間管理事業の取り組みに支障が生じないようにすること

駅西地区には、農地中間管理権が存続している農用地が一部含まれているが、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業が伴う農用地ではない。また、当該地区は「農地中間管理事業を重点的に実施する区域」には指定されておらず、農地中間管理事業の取り組みへの影響は少ない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・ 目標年次までに施設用地として確保すべき面積：110,019.51 m²
- ・ 調達の方法：令和4年度以降に導入企業と村山市土地開発公社がそれぞれ買収する。
- ・ 用地を造成する場合の事業主体及び造成年次：令和4年度以降に導入企業と村山市土地開発公社がそれぞれ実施する。

② 道路等の整備

駅西地区は村山 IC までのアクセスとなる市道駅西中央線が令和2年度に完成し、市道駅西中央2号線も令和3年度完成予定である。今後も市道駅西中央5号線の整備、市道楯岡長瀬線の拡張が計画されており、地区内を除き新たな道路整備の必要はない。

③ その他

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

用水等については、前述のとおり、基本的には村山市上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

生活雑排水及び工場排水については、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行い、下水道法による排除基準及び村山市下水道条例に定める基準以下に処理後、公共下水道に流入し、処理後最上川に放流する。雨水は市道側溝等の排水路を経由して大沢川に流入させる。

また、産業導入地区内に山形県が捷水路を設置する計画があるが、当該地区の西側に移動することで市と県にて協議、調整しており影響はない。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、ハローワークや教育機関との連携を強める。

② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関との情報交換を密にし、東北経済産業局や各大学等とも連携を図る。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

本市では、第5次村山市総合計画後期基本計画の基本目標の1つに「だれもが“暮らしたい”まち」を掲げ、今後の取り組みとして、生活環境の充実、多様なタイプの住む場所の設定、交通基盤の整備、良質な上下水道サービスの提供、雪対策の充実、移住定住の促進等に取り組むとしている。今後もこれらの取り組みを推進し、定住人口の確保を図る。

(2) 地域間交流の条件の整備

新規に進出してくる企業と地域との交流促進に向けては、既存立地企業との取引促進、地域住民との交流促進などを図り、率先して地域間交流に努める。

(3) 生活基盤インフラの整備

東北中央自動車道「東根北～大石田村山間」の早期開通を近隣市町とも連携して国県等関係機関に要請し、整備促進に努める。

さらにあらゆる人が快適に利用できる道路環境を作り、まちの活性化を図るため、市民生活に密着した生活道路や、商工業者が利用しやすい産業導入地区を含む産業団地への連絡道路等の整備を進めるとともに、市内の国道及び県道を管理する各機関に対し、市内の渋滞箇所や通行上支障となり得る箇所等について改善されるよう、交差点の改良や道路の拡幅等を積極的に要請する。また、橋梁についても、令和6年度を目標に市道の橋梁数全体の10%にあたる13橋の整備を進め、橋梁長寿命化計画の見直しを行い、計画的に橋梁の修繕・架替を実施する。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- ・村山市農業委員会、みちのく村山農業協同組合との協力体制を確立し、農地の利用集積・集約化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる65才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用に努めるものとする。特に高年齢者の就業については村山公共職業安定所、公益社団法人村山市シルバー人材センターと連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- ・優良企業の誘致を契機とし、希望者の把握に始まるUターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の市内就業・地元定着の促進を図る。このために、村山公共職業安定所と連絡を密にし、教育機関に対するPRのほか、導入企業の意向に沿って協力する。
- ・男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業援助のために企業に対し、PR及び指導を行う。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

- ・農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、市と村山公共職業安定所、村山市農業委員会、みちのく村山農業協同組合等と密接に連携し、職業相談を行う。
- ・公益財団法人山形県企業振興公社に設置された山形県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携、経済産業省 東北経済産業局が推し進める「地域中小企業人材確保支援等事業」による取り組み等を活用することで、農業従事者の産業への就業の円滑化を図る。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

本市における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、高収益作物の導入や農業経営の6次産業化・地域農業を担う多様な経営体づくりを促進するとともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みとしては、公益財団法人やまがた農業支援センターや県農業技術普及課、農業協同組合等と連携しながら、就農相談を行い、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行うものとする。また、中期的な取組みとして、生徒・学生等が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みの実施を行う。具体的には、生産者との交流の場を設けるとともに、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにするものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みとしては、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられるよう促すとともに、農事次世代人材投資事業、青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等国の支援策を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導く。

また、新規就農者等で構成される新規就業者ネットワークに対し、交流や研修の機会を提供する。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

なお、新規就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人やまがた農業支援センター、技術や経営ノウハウの習得については山形県立農業大学校等、就農後のフォローアップについては農業技術普及課、JA組織、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)	備考
西郷名取地区 経営体育成基盤整備事業	区画整理 160.4ha	県	190.1	4,524	H23～R3	
新西地区 経営体育成基盤整備事業	区画整理 42.7ha	県	49.9	1,173	H23～R1	
長島地区 経営体育成基盤整備事業	区画整理 23.9ha	県	23.9	759	H24～H30	
北谷地地区 経営体育成基盤整備事業	区画整理 44.2ha	県	141.6 4.3	924 28	H26～R3	
中田地区 経営体育成基盤整備事業	区画整理 24.3ha	県	24.3	168	H30～R3	
滝ノ沢地区 農村災害対策整備事業	ため池改修一式	県	26.0	346	H23～H29	
北村地区 特定農業用管路等特別対策事業	パイプライン更新 3,409m	県	639.5 345.9	1,675 854	H26～R4	
長瀬河島地区 用排水施設等整備事業	幹線排水路更新 3,720m	県	509.5 148.5	2,100 580	H29～R8	
袖崎地区 ため池整備事業	ため池改修 10ヶ所	県	286.5	1,360	H25～R4	
清水地区 ため池整備事業	ため池改修 1ヶ所	県	10.2	389	H30～R4	
幕井地区 ため池整備事業	ため池改修 1ヶ所	県	14.1	651	H31～R6	
大原南地区 農地中間管理機構関連 農地整備事業	区画整理 13.5ha	県	15	332	R3～R8	
大林鷲ノ倉開田地区 農地中間管理機構関連 農地整備事業	区画整理 28.3ha	県	28	700	R7～R11	
沼田寄込地区 農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 33ha	県	33 17	672 346	R5～R9	
大槇秋山地区 農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 26.5ha	県	28	625	R3～R10	
大倉地区 水利施設等保全高度化事業	区画整理 92.5ha 用排水路工	県	95.5	1,854	R3～R10	
長峯1号機送水管 特定農業用管路等 特別対策事業	ポンプ施設 1式	県	52	1,000	R5～R9	
杉島地区 特定農業用管路等 特別対策事業	送水管更新 666m	県	24	140	R3～R6	
村山東根地区 水利施設等保全高度化事業	水管理システム 1式	県	1005 686	100 68	R5～R9	
北村1号幹線用水路 水利施設等保全高度化事業	用水路工 3000m	県	517 321	280 174	R7～R10	

※過去5年間に実施された事業を含む。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、市と村山市土地開発公社と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。万一契約の達成が困難な場合には、速やかに市と協議を行うものとする。

(2)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての合意は得ているが、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1)実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2)実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

立地企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

村山市土地開発公社等関係機関との密な情報交換を行う。

(3)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続きを行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

3 その他

- ・本計画は「山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画(平成30年3月策定)」に即して実施する。
- ・本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。
- ・産業導入地区の土地所有者で代替地を希望する権利者については、村山市農業委員会の協力のもとで、極力あつせんに配慮する。また、土地提供者については、希望や能力等に応じて立地企業への安定就職が図られるよう要請する。

別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等

【河島工業団地】

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	杉島	前田	58	宅地	宅地	9,836.95	
村山市	杉島	前田	58-2	宅地	宅地	205.37	
村山市	杉島	前田	58-3	宅地	宅地	205.45	
村山市	杉島	前田	68	宅地	宅地	629.84	
村山市	杉島	前田	68-2	宅地	宅地	7,798.86	
村山市	杉島	前田	68-3	宅地	宅地	19.93	
村山市	杉島	前田	68-4	宅地	宅地	71.88	
村山市	杉島	前田	68-5	宅地	宅地	1,218.22	
村山市	杉島	前田	110-1	宅地	宅地	13,201.45	
村山市	杉島	前田	110-3	宅地	宅地	136.14	
村山市	杉島	前田	121-1	宅地	宅地	6,694.88	
村山市	杉島	前田	121-7	宅地	宅地	2,349.12	
村山市	杉島	前田	121-6	宅地	宅地	143.18	
村山市	杉島	前田	175-1	宅地	宅地	13,116.19	
村山市	杉島	前田	175-9	公衆用道路	公衆用道路	908.00	
村山市	杉島	前田	175-10	宅地	宅地	60.87	
(16筆)						56,596.33	

宅地	55,688.33	
公衆用道路	908.00	
合計	56,596.33	

【金谷工業団地】

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	金谷		1	宅地	宅地	4,861.79	
村山市	金谷		2-1	宅地	宅地	3,277.85	
村山市	金谷		2-2	宅地	宅地	3,303.96	
村山市	金谷		2-3	宅地	宅地	3,303.90	
村山市	金谷		2-5	宅地	宅地	8,216.73	
村山市	金谷		3-1	宅地	宅地	8,639.49	
村山市	金谷		3-2	宅地	宅地	12,959.16	
村山市	金谷		5-1	宅地	宅地	38,692.20	
村山市	金谷		5-2	宅地	宅地	2,409.46	
村山市	金谷		5-3	宅地	宅地	3,948.02	
村山市	金谷		6	宅地	宅地	146.52	
村山市	金谷		7-1	宅地	宅地	189.77	
村山市	金谷		7-2	公衆用道路	公衆用道路	75.00	
村山市	金谷		8-1	宅地	宅地	1,573.20	
村山市	金谷		8-2	公衆用道路	公衆用道路	126.00	
村山市	金谷		9	宅地	宅地	310.08	
村山市	金谷		10	宅地	宅地	239.28	
村山市	金谷		11	宅地	宅地	211.26	
村山市	金谷		12	宅地	宅地	503.62	
村山市	金谷		13	宅地	宅地	170.01	
村山市	金谷		14	用悪水路	用悪水路	55.00	
村山市	金谷		15	宅地	宅地	19.00	
村山市	金谷		16	用悪水路	用悪水路	49.00	
村山市	金谷		17	用悪水路	用悪水路	1,407.00	
村山市	金谷		18	用悪水路	用悪水路	45.00	
村山市	金谷		19	用悪水路	用悪水路	112.00	
村山市	金谷		20	雑種地	雑種地	3.02	
村山市	金谷		21	用悪水路	用悪水路	29.00	
村山市	金谷		22	雑種地	雑種地	2.99	
村山市	金谷		23	用悪水路	用悪水路	156.00	
村山市	金谷		24	公衆用道路	公衆用道路	3,649.00	
村山市	金谷		25	公衆用道路	公衆用道路	686.00	
村山市	金谷		26	公衆用道路	公衆用道路	1,349.00	
村山市	金谷		27	用悪水路	用悪水路	14.00	
村山市	金谷		1129-3	宅地	宅地	697.00	
村山市	金谷		1223	宅地	宅地	2,766.97	
村山市	金谷		1223-1	宅地	宅地	727.73	
村山市	金谷		1223-2	宅地	宅地	889.74	
村山市	金谷		1223-3	宅地	宅地	348.87	
村山市	金谷		1223-6	宅地	宅地	137.72	
村山市	金谷		1224-1	宅地	宅地	405.50	
村山市	金谷		1224-2	宅地	宅地	499.25	
村山市	金谷		1224-4	宅地	宅地	526.04	
村山市	金谷		1224-11	宅地	宅地	10,123.96	
村山市	金谷		1224-26	宅地	宅地	2,374.87	
村山市	金谷		1224-27	宅地	宅地	398.25	
村山市	金谷		1225-2	宅地	宅地	273.45	
村山市	金谷		1225-4	宅地	宅地	16.02	
村山市	金谷		1225-11	宅地	宅地	9.32	
村山市	金谷		1226-12	宅地	宅地	10.00	
村山市	金谷		4600-123	宅地	宅地	7,851.16	
村山市	金谷		4600-138	宅地	宅地	1,461.53	
村山市	金谷		4600-316	宅地	宅地	243.00	
村山市	金谷		4600-323	公衆用道路	公衆用道路	450.00	
村山市	金谷		4600-398	宅地	宅地	9.57	
村山市	金谷		4728-1	宅地	宅地	29.86	
村山市	櫛山	金谷原	1225-5	用悪水路	用悪水路	26.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-7	公衆用道路	公衆用道路	1,176.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-8	宅地	宅地	8,799.71	
村山市	櫛山	金谷原	1224-10	宅地	宅地	442.53	
村山市	櫛山	金谷原	1224-12	宅地	宅地	4,191.28	
村山市	櫛山	金谷原	1224-15	公衆用道路	公衆用道路	3,610.00	

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	櫛山	金谷原	1224-16	公衆用道路	公衆用道路	1,742.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-17	用悪水路	用悪水路	69.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-18	雑種地	雑種地	839.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-19	雑種地	雑種地	127.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-20	雑種地	雑種地	371.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-21	用悪水路	用悪水路	129.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-22	雑種地	雑種地	1,881.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-23	雑種地	雑種地	2.18	
村山市	櫛山	金谷原	1224-24	用悪水路	用悪水路	0.51	
村山市	金谷		1224-25	雑種地	雑種地	2.34	
村山市	櫛山	金谷原	1224-26	宅地	宅地	1,241.17	
村山市	櫛山	金谷原	1224-27	宅地	宅地	811.10	
村山市	櫛山	金谷原	1224-28	宅地	宅地	2,324.30	
村山市	櫛山	金谷原	1224-29	雑種地	宅地	1,939.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-30	宅地	宅地	4,510.92	
村山市	櫛山	金谷原	1224-31	宅地	宅地	1,525.60	
村山市	櫛山	金谷原	1224-32	宅地	宅地	2,151.55	
村山市	櫛山	金谷原	1224-34	原野	原野	182.00	
村山市	櫛山	金谷原	1224-35	宅地	宅地	252.03	
村山市	櫛山	金谷原	1224-36	宅地	宅地	3,691.72	
村山市	櫛山	金谷原	1224-38	宅地	宅地	5,069.41	
村山市	櫛山	金谷原	1224-41	宅地	宅地	1,056.18	
村山市	櫛山	金谷原	1226-5	雑種地	宅地	1,549.00	
村山市	櫛山	金谷原	3074-5	公衆用道路	公衆用道路	518.00	
村山市	櫛山	金谷原	3075-23	用悪水路	用悪水路	625.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-30	宅地	宅地	1,895.46	
村山市	櫛山	金谷原	4600-33	宅地	宅地	1,458.19	
村山市	櫛山	金谷原	4600-38	宅地	宅地	2,533.05	
村山市	櫛山	金谷原	4600-57	畑	畑	2,904.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-80	宅地	宅地	972.70	
村山市	櫛山	金谷原	4600-81	畑	畑	522.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-87	宅地	宅地	377.06	
村山市	櫛山	金谷原	4600-88	雑種地	宅地	494.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-93	畑	畑	1,941.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-95	雑種地	宅地	979.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-110	畑	畑	1,004.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-115	宅地	宅地	1,415.14	
村山市	櫛山	金谷原	4600-195	宅地	宅地	415.56	
村山市	櫛山	金谷原	4600-196	公衆用道路	宅地	68.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-197	宅地	宅地	397.39	
村山市	櫛山	金谷原	4600-198	公衆用道路	宅地	69.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-202	公衆用道路	公衆用道路	128.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-221	公衆用道路	公衆用道路	330.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-304	公衆用道路	公衆用道路	11.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-308	宅地	宅地	450.76	
村山市	櫛山	金谷原	4600-314	畑	畑	326.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-315	畑	畑	187.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-317	宅地	宅地	231.50	
村山市	櫛山	金谷原	4600-322	公衆用道路	公衆用道路	16.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-324	公衆用道路	公衆用道路	14.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-340	公衆用道路	公衆用道路	145.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-375	公衆用道路	公衆用道路	35.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-377	宅地	宅地	296.03	
村山市	櫛山	金谷原	4600-382	宅地	宅地	440.70	
村山市	櫛山	金谷原	4600-395	宅地	宅地	6.73	
村山市	櫛山	金谷原	4600-437	宅地	宅地	70.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-450	公衆用道路	公衆用道路	584.00	
村山市	櫛山	金谷原	4600-491	宅地	宅地	571.20	
村山市	櫛山	金谷原	4734	用悪水路	用悪水路	154.00	
村山市	櫛山	金谷原	4736	用悪水路	用悪水路	58.00	
村山市	櫛山	金谷原	4737	用悪水路	用悪水路	114.00	
村山市	櫛山	金谷原	4742	用悪水路	用悪水路	61.00	
村山市	櫛山	細田北	1164	宅地	宅地	665.29	
村山市	櫛山	細田北	1168-1	原野	原野	1,285.00	

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	檜山	細田北	1170	宅地	宅地	1,791.22	
村山市	檜山	細田北	1175-1	宅地	宅地	443.26	
村山市	檜山	細田北	1190-1	畑	畑	3,735.00	
村山市	檜山	細田北	1191	宅地	宅地	283.51	
村山市	檜山	細田北	1194-1	畑	畑	764.00	
村山市	檜山	細田北	1194-2	畑	畑	250.00	
村山市	檜山	細田北	1199-2	雑種地	雑種地	129.00	
村山市	檜山	細田	1118-1	畑	畑	201.00	
村山市	檜山	細田	1118-2	畑	畑	296.00	
村山市	檜山	細田	3045	雑種地	雑種地	652.00	
村山市	檜山	細田	3045-1	公衆用道路	公衆用道路	137.00	
村山市	檜山	細田	3076-2	原野	原野	561.00	
(138筆)						214,707.40	

畑	12,130.00	
宅地	173,557.36	
原野	2,028.00	
雑種地	8,970.53	
公衆用道路	14,918.00	
用悪水路	3,103.51	
合計	214,707.40	

【駅西地区】

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	楯岡	楯岡西	8061-1	田	田	2,731.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8061-2	田	田	250.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8062	田	田	3,002.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8063-1	田	田	2,867.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8063-2	田	田	128.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8064-1	田	田	2,616.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8064-2	田	田	370.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8065-1	田	田	2,156.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8491	用悪水路	用悪水路	262.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8452	公衆用道路	公衆用道路	1,116.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8499	用悪水路	用悪水路	370.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8070	田	田	3,007.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8069	田	田	3,002.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8068	田	田	3,001.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8067	田	田	3,013.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8066	田	田	2,964.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8501	用悪水路	用悪水路	932.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8077-1	田	田	1,000.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8077-2	田	田	1,988.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8078	田	田	2,999.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8079-1	田	田	1,544.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8079-2	田	田	1,442.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8080	田	田	3,002.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8081	田	田	3,200.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8060-3	田	田	2,385.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8071-2	田	田	1,948.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8071-1	田	田	498.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8076	田	田	2,987.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8017-1	田	田	289.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8017-2	田	田	424.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8017-4	田	田	65.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8017-5	田	用悪水路	5.51	
村山市	楯岡	楯岡西	8018-1	田	田	1,284.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8018-2	田	田	66.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8018-3	田	河川敷	276.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8018-4	田	用悪水路	81.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8019-1	田	田	909.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8019-2	田	河川敷	710.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8019-3	田	用悪水路	83.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8020-1	田	河川敷	360.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8020-2	田	田	1,326.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8021	田	田	1,712.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8022	田	田	1,597.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8478-1	用悪水路	用悪水路	189.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8448-1	公衆用道路	公衆用道路	807.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8479-1	用悪水路	用悪水路	158.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8028-1	田	田	1,218.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8027	田	田	2,112.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8026	田	田	2,121.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8025	田	田	2,095.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8024-2	田	田	248.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8024-1	田	田	1,864.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8023	田	田	2,095.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8482-1	用悪水路	用悪水路	584.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8039-1	田	田	1,705.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8040-1	田	田	1,189.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8040-2	田	田	1,823.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8041	田	田	2,990.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8042	田	田	2,982.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8043-1	田	田	2,092.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8043-2	田	田	889.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8044	田	田	2,952.00	

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
村山市	楯岡	楯岡西	8483-1	用悪水路	用悪水路	260.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8450-1	公衆用道路	公衆用道路	988.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8488-1	用悪水路	用悪水路	198.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8050	田	田	2,999.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8049-1	田	田	2,420.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8048-2	田	田	2,170.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8048-1	田	田	264.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8047-1	田	田	2,438.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8046-1	田	田	2,427.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8045-2	田	田	1,473.00	
村山市	楯岡	楯岡西	8045-1	田	田	302.00	
					(73筆)	110,019.51	

田	104,155.51	
公衆用道路	2,911.00	
用悪水路	2,953.00	
合計	110,019.51	

別紙ー 2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 記号
地域水田農業支援 緊急整備事業	213.9	269,000	暗渠排水213.9ha	山形県	平成18～ 平成22年度	
経営体育成基盤整備事業 (西郷名取)	190.1	4,524,000	区画整理160.4ha	山形県	平成23～ 令和3年度	
経営体育成基盤整備事業 (新西)	49.9	1,172,850	区画整理42.7ha	山形県	平成23～ 令和1年度	
経営体育成基盤整備事業 (長島)	23.9	759,000	区画整理23.9ha	山形県	平成24～ 平成30年度	
経営体育成基盤整備事業 (北谷地)	141.6 4.3	924,000 28,059	区画整理44.2ha	山形県	平成26～ 令和3年度	
経営体育成基盤整備事業 (中田)	24.3	168,000	区画整理24.3ha	山形県	平成30～ 令和2年度	
農村災害対策整備事業 (滝ノ沢)	26.0	346,000	ため池改修1箇所	山形県	平成23～ 平成29年度	
水利施設整備事業 (基幹水利型) (千座川)	445.9	500,000	揚水機場3箇所	山形県	平成23～ 平成25年度	
河川工作物等応急対応事業 (北村)	689 389	117,000 66,057	取水施設1門	山形県	平成22～ 平成24年度	
特定農業用管水路等特別対策 事業 (北村)	639.5 345.9	1,675,000 854,000	パイプライン更新 3,409m	山形県	平成26～ 令和4年度	
用排水施設等整備事業 (長瀬河島)	509.5 148.5	2,100,000 580,000	幹線排水路更新3,720m	山形県	平成29～ 令和8年度	
ため池整備事業 (袖崎)	286.5	1,360,000	ため池改修10箇所	山形県	平成25～ 令和4年度	
ため池整備事業 (清水)	10.2	389,000	ため池改修1箇所	山形県	平成30～ 令和4年度	
ため池整備事業 (幕井)	14.1	651,000	ため池改修1箇所	山形県	平成31～ 令和6年度	

別紙ー 3 主な既存企業の概要

No	事業所名	所在地	従業員数	主要製品
1	ナブテスコオートモービル(株)山形工場	村山市金谷5-1	286	大型商用車用ブレーキ機器、乗用車用クラッチ関連機器
2	松岡(株)村山工場	村山市大字杉島字前田175-1	170	LMガイド 光学レンズ
3	(株)コヤマ	村山市大字大久保甲1260	162	コネクタ・ケーブル、ナンバープレート加工
4	(株)マルハニチロ山形	村山市楯岡北町2-5-6	145	カップゼリー、レトルト食品
5	JOHNAN(株)デザイン&EMSカンパニー東日本事業部	村山市大字楯山字金谷原1224-36	135	液晶フィルム
6	(株)エツキ	村山市大字稲下1403-1	128	工作機械、印刷機械
7	京浜パネル工業(株)山形工場	村山市大字湯野沢3296	96	電気電子関係筐体、操作盤、配電盤等
8	不二工業(株)	村山市金谷1	87	農業機械、医療機器、厨房機器
9	松本レジン(株)山形事業所	村山市大字名取1423-1	84	樹脂成形部品
10	山形螺子工業(株)	村山市楯岡中町4-25	77	建機油圧、空圧機器部品
11	VANTECH(株)山形工場	村山市大字河島字碓178-2	65	キャンピングカー
12	(有)エムテーエス	村山市大字稲下798	64	産業機械、6F材加工販売
13	蔵王米菓(株)	村山市大字楯山4600-84	64	米菓、米加工品、米スナック
14	(株)楯岡ハム	村山市楯岡十日町6-43	54	サラミ、ビーフジャーキー等
15	(株)伸和コーティング	村山市大字大久保3987-1	49	金属焼付塗装
16	(株)蔵持 山形工場	村山市大字杉島175-1	48	医療機器・自動車部品プレス加工及び検査
17	(株)サトー精工	村山市金谷2-5	48	農業機械、アミューズメント機器
18	(株)三興製作所 山形工場	村山市金谷3-2	48	スプロケット、ギヤ類
19	楯岡物産(株)	村山市楯岡中町4-5	46	樹脂成形品、トレー等
20	日神機工(株)山形工場	村山市金谷2-2	44	自動車用機能部品
21	(株)ダイユー村山工場	村山市楯岡新町1-16-9	41	自動車シート
22	林精鋼(株) 山形営業所	村山市大字本飯田柳堤2486-192	40	磨棒鋼、流体継ぎ手、機械部品等

別紙－４ 立地条件表

立地条件表					令和3年5月調査					
産業導入地区の名称		河島工業団地								
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)					
売却可能面積	分譲済				村山市土地開発公社					
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)					
売却(予定) 価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	村山市土地開発公社					
地盤・地質	(1)地質		第4種	(2)地耐力(N値)		-				
	(3)杭打可能な地盤までの深さ		24m							
用水・排水条件	(1)海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)					<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table>	可	否	1	②
	可	否								
	1	②								
	(2)工業用水道が利用できる場合									
	工業用水道事業名	利用可能年月	価格							
	-	年 月	円/m ³							
	(A) 使用可能量(余裕水量)									
	m ³ /日									
	(3)地下水が利用できる場合									
	水 質 (成分及び ppm)	-								
(B) 取水可能量(安全揚水量)										
7,000m ³ /日										
(4)表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合										
水 質 (成分及び ppm)	(水源名)									
(C) 既得水利権を控除した取水可能量										
600m ³ /日										
(5)淡水取水可能量 (A) + (B) + (C) 合計水量										
(D) 淡水取水可能量										
7,600m ³ /日										
(6)上水道が利用できる場合(計画を含む)										
上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量(余裕水利用)							
村山市上水道	昭和57年8月	385円/m ³	1,000m ³ /日							
(7)排水条件										
種別	C種									
排水先	水域名 大旦川									

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最寄国道 13 号まで</td> <td style="width: 40%;">1,200m</td> </tr> <tr> <td>高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで</td> <td>5,700m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">(鉄道名・線名)</td> <td style="width: 30%;">(駅名)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>山形新幹線</td> <td>村山駅</td> <td>4,400m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>JR 山形線</td> <td>村山駅</td> <td>4,400m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 40%;">(水深)</td> </tr> <tr> <td>(港名) 酒田北港</td> <td>95km 13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">(港名) 山形空港</td> <td style="width: 40%;">12 km</td> </tr> </table>	最寄国道 13 号まで	1,200m	高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで	5,700m		(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	山形新幹線	村山駅	4,400m	通勤駅	JR 山形線	村山駅	4,400m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)	(水深)	(港名) 酒田北港	95km 13m	(港名) 山形空港	12 km
最寄国道 13 号まで	1,200m																										
高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで	5,700m																										
	(鉄道名・線名)	(駅名)																									
新幹線駅	山形新幹線	村山駅	4,400m																								
通勤駅	JR 山形線	村山駅	4,400m																								
可	否																										
1	②																										
最寄港湾埠頭(公共埠頭)	(水深)																										
(港名) 酒田北港	95km 13m																										
(港名) 山形空港	12 km																										
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 変電所名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 引込可能高圧線</td> <td>30m</td> </tr> </table>		6,600V	1 変電所名		② 引込可能高圧線	30m																				
	6,600V																										
1 変電所名																											
② 引込可能高圧線	30m																										
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)</td> <td style="width: 20%;">天童市</td> <td style="width: 40%;">15km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)</td> <td>山形市</td> <td>32 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)	天童市	15km	(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	山形市	32 km																				
(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)	天童市	15km																									
(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	山形市	32 km																									
人口 地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 22,175 人</p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) 434,376 人 (通勤圏に入る市町村数 4 : 山形市、寒河江市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町)</p> <p>※山形県の人口と世帯数(推計)(令和 3 年 5 月 1 日現在)より作成</p>																										
その他	特記事項なし																										

立地条件表

令和3年5月調査

産業導入地区の名称

金谷工業団地

造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成
売却可能面積	分譲済			
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月
売却(予定) 価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²

(造成実施主体名)

村山市土地開発公社

(主たる土地所有者名)

立地企業

地盤・地質

(1) 地質 (2) 地耐力(N値)
 (3) 杭打可能な地盤までの深さ

用水・排水
条件

(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず
 利用の可否を判断する)
 (該当する項目を○で囲む)

可	否
1	②

(2) 工業用水道が利用できる場合
 工業用水道事業名 利用可能年月 価格
 (A) 使用可能量(余裕水量)

(3) 地下水が利用できる場合
 水 質 (成分及び ppm)
 (B) 取水可能量(安全揚水量)

(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合
 水 質 (成分及び ppm) (水源名)
 (C) 既得水利権を控除した取水可能量

(5) 淡水取水可能量
 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量

(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む)
 上水道事業名 利用可能年月日 価格 使用可能量(余裕水利用)

(7) 排水条件 種別
 排水先

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <p>最寄国道 13 号まで 0m</p> <p>高速道路 東北中央自動車道 大石田村山 IC まで 6,000m</p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <p>(鉄道名・線名) (駅名)</p> <p>新幹線駅 山形新幹線 村山駅 4,600m</p> <p>通勤駅 JR 山形線 村山駅 4,600m</p> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <p>最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)</p> <p>(港名) 酒田北港 93km 13m</p> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <p>(港名) 山形空港 13 km</p>	可	否	1	②
可	否				
1	②				
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <p style="text-align: right;">6,600V</p> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p>(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <p>1 変電所名 </p> <p>② 引込可能高圧線 30m</p>				
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) 天童市 15km</p> <p>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) 山形市 32 km</p>				
人口地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 22,175 人</p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) 434,376 人 (通勤圏に入る市町村数 4 : 山形市、寒河江市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町)</p> <p>※山形県の人口と世帯数(推計)(令和 3 年 5 月 1 日現在)より作成</p>				
その他	特記事項なし				

立地条件表

令和3年5月調査

産業導入地区の名称

駅西地区

造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成
売却可能面積				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月
売却(予定) 価 格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²

(造成実施主体名)

村山市土地開発公社
導入企業

(主たる土地所有者名)

導入企業

地盤・地質

- (1) 地質 (2) 地耐力(N値)
- (3) 杭打可能な地盤までの深さ m

用水・排水
条 件

- (1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず
利用の可否を判断する)
(該当する項目を○で囲む)

可	否
1	②

- (2) 工業用水道が使用できる場合

工業用水道事業名	利用可能年月	価格
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円/m ³

(A) 使用可能量(余裕水量)

 m³/日

- (3) 地下水が利用できる場合

水 質
(成分及び ppm)

(B) 取水可能量(安全揚水量)

 /日

- (4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合

水 質
(成分及び ppm)

(水源名)

(C) 既得水利権を控除した取水可能量

 m³/日

- (5) 淡水取水可能量

((A) + (B) + (C) 合計水量)

(D) 淡水取水可能量

 m³/日

- (6) 上水道が利用できる場合(計画を含む)

上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量(余裕水利用)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円/m ³	<input type="text"/> m ³ /日

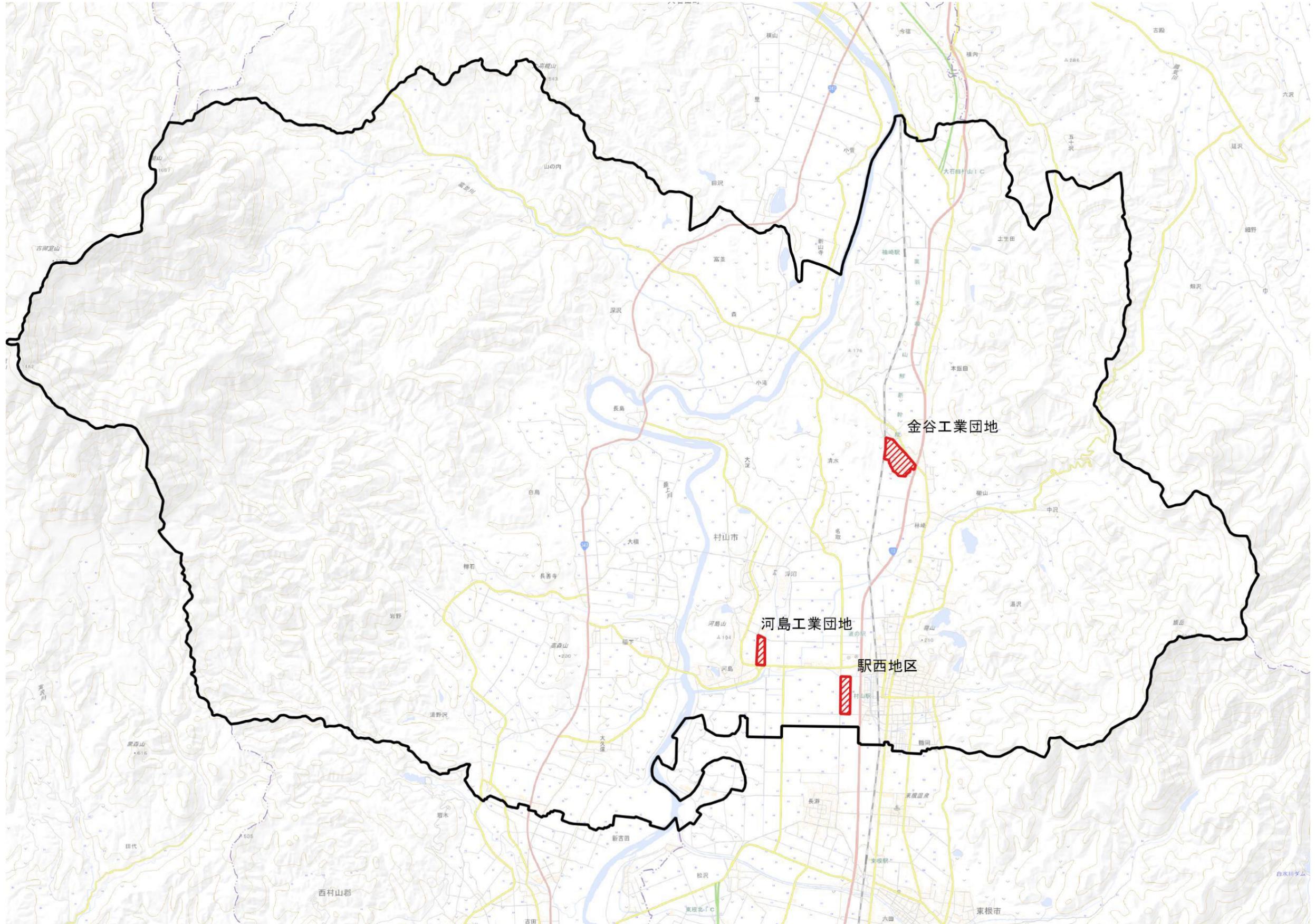
- (7) 排水条件

種別

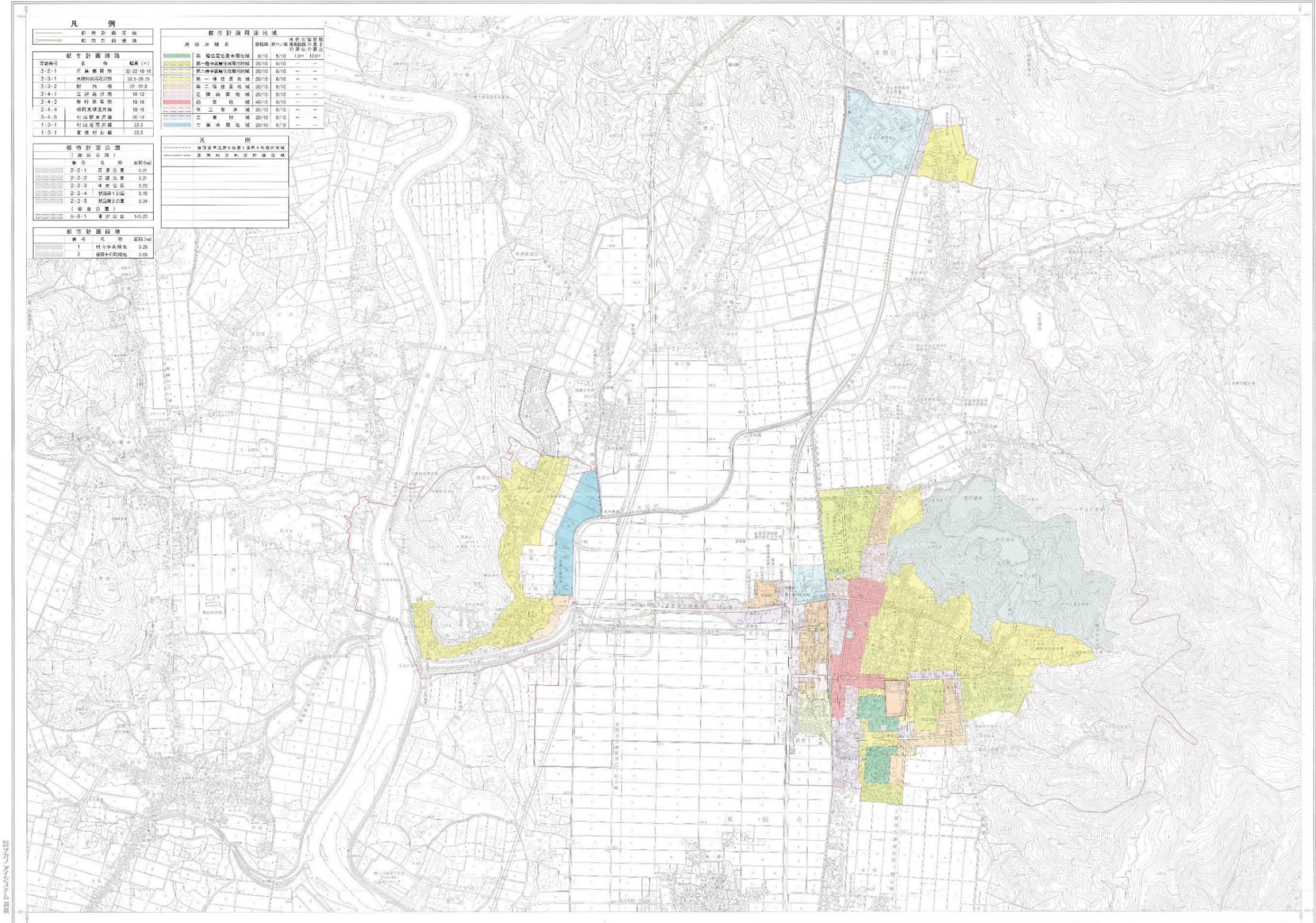
排水先

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最寄国道 13 号まで</td> <td style="width: 40%;">180m</td> </tr> <tr> <td>高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで</td> <td>5,000m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <p style="text-align: center;">(鉄道名・線名) (駅名)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">新幹線駅 山形新幹線 村山駅</td> <td style="width: 40%;">500m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅 JR 山形線 村山駅</td> <td>500m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">(水深)</td> </tr> <tr> <td>(港名) 酒田北港</td> <td>93km</td> <td>13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(港名) 山形空港</td> <td style="width: 70%;">9 km</td> </tr> </table>	最寄国道 13 号まで	180m	高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで	5,000m	新幹線駅 山形新幹線 村山駅	500m	通勤駅 JR 山形線 村山駅	500m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)	(港名) 酒田北港	93km	13m	(港名) 山形空港	9 km
最寄国道 13 号まで	180m																				
高速道路 東北中央自動車道 東根北 IC まで	5,000m																				
新幹線駅 山形新幹線 村山駅	500m																				
通勤駅 JR 山形線 村山駅	500m																				
可	否																				
1	②																				
最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)																			
(港名) 酒田北港	93km	13m																			
(港名) 山形空港	9 km																				
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 変電所名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 引込可能高圧線</td> <td>30m</td> </tr> </table>		6,600V	1 変電所名		② 引込可能高圧線	30m														
	6,600V																				
1 変電所名																					
② 引込可能高圧線	30m																				
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)</td> <td style="width: 20%;">天童市</td> <td style="width: 40%;">15km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)</td> <td>山形市</td> <td>32 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)	天童市	15km	(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	山形市	32 km														
(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)	天童市	15km																			
(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	山形市	32 km																			
人口 地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 22,175 人</p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) 434,376 人 (通勤圏に入る市町村数 4 : 山形市、寒河江市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町)</p> <p style="text-align: center;">※山形県の人口と世帯数(推計)(令和 3 年 5 月 1 日現在)より作成</p>																				
その他	特記事項なし																				

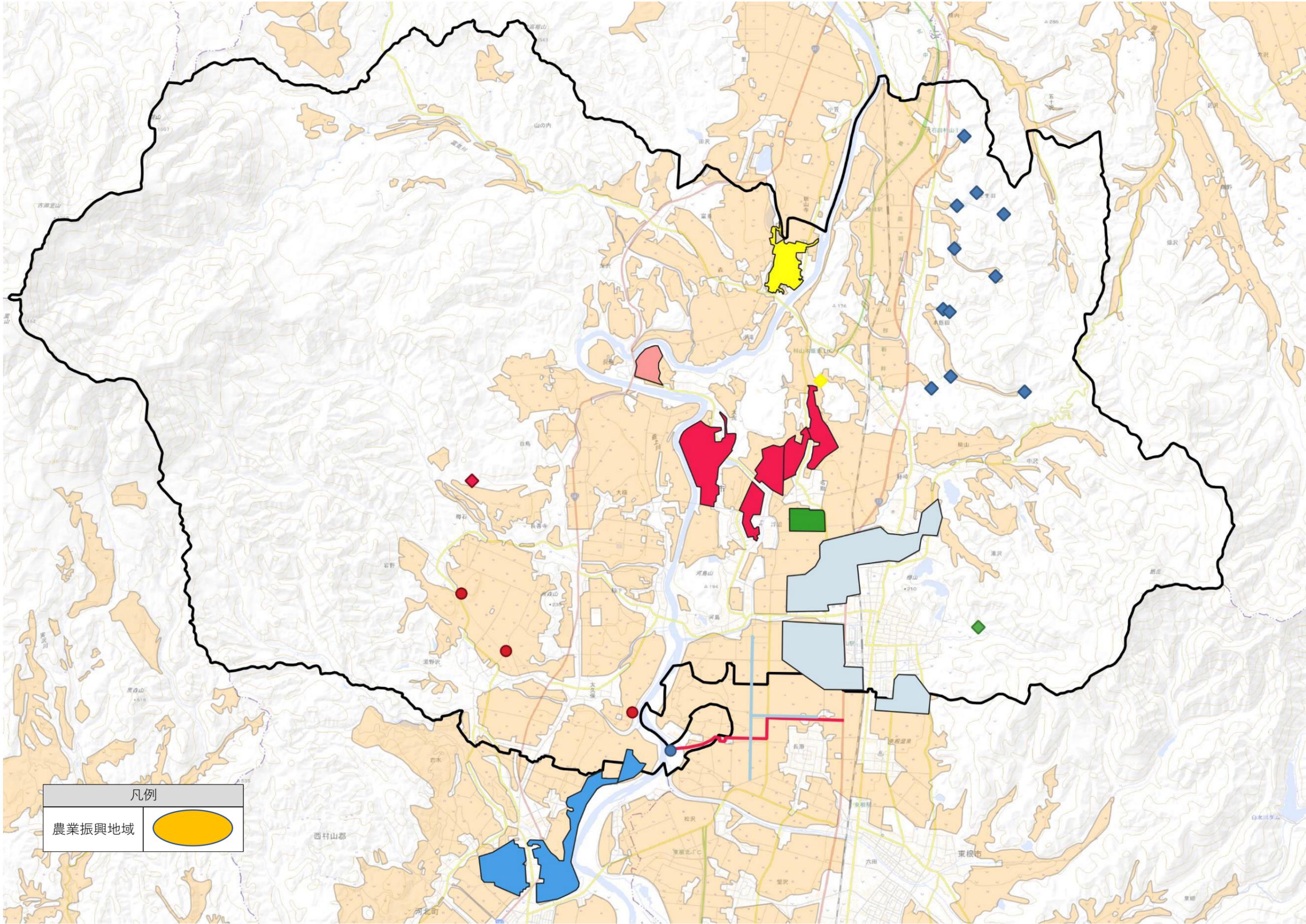
別図－1 産業導入地区位置図

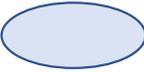
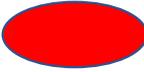


村山都市計画図

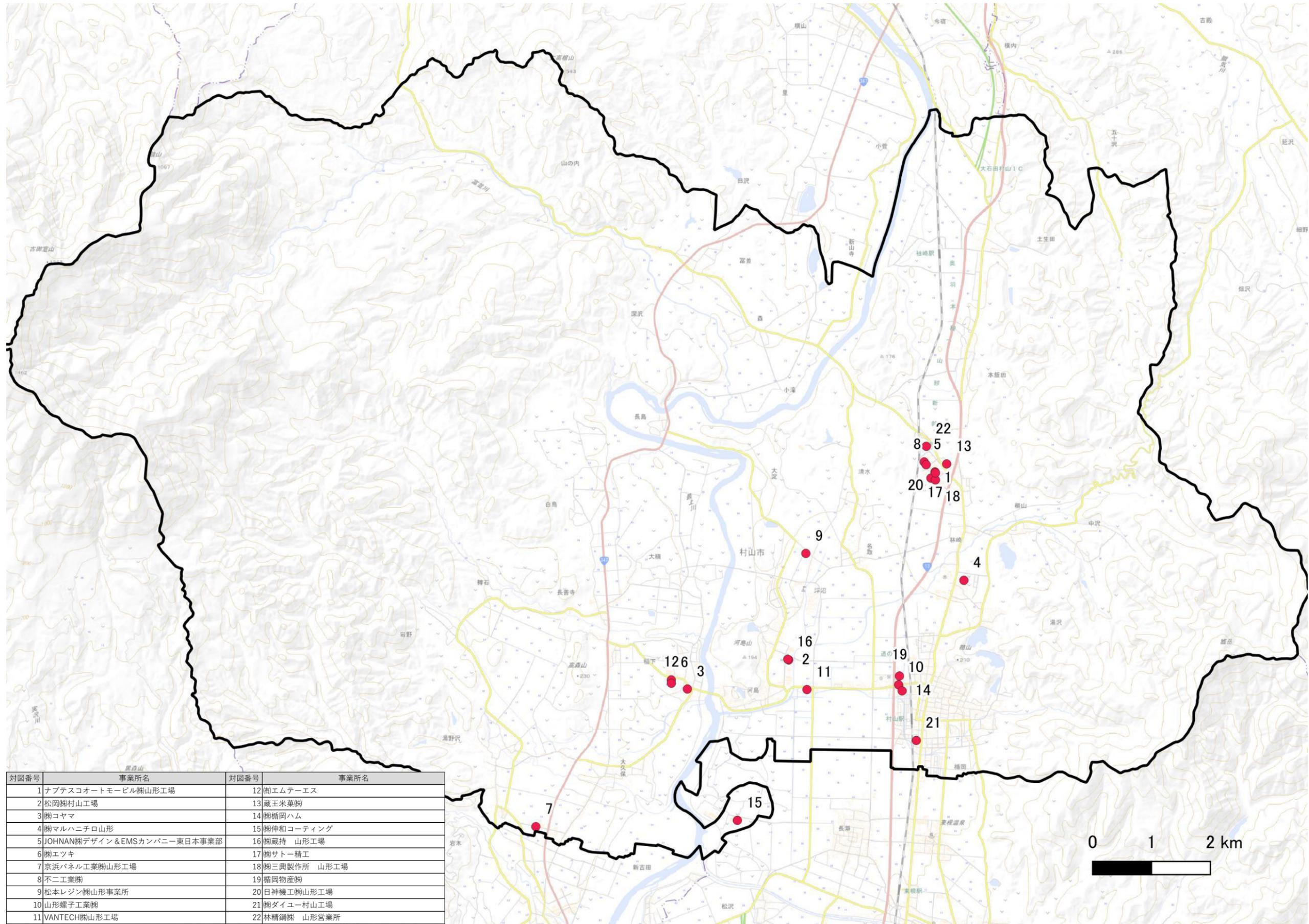


別図－4 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業生産基盤整備状況図)



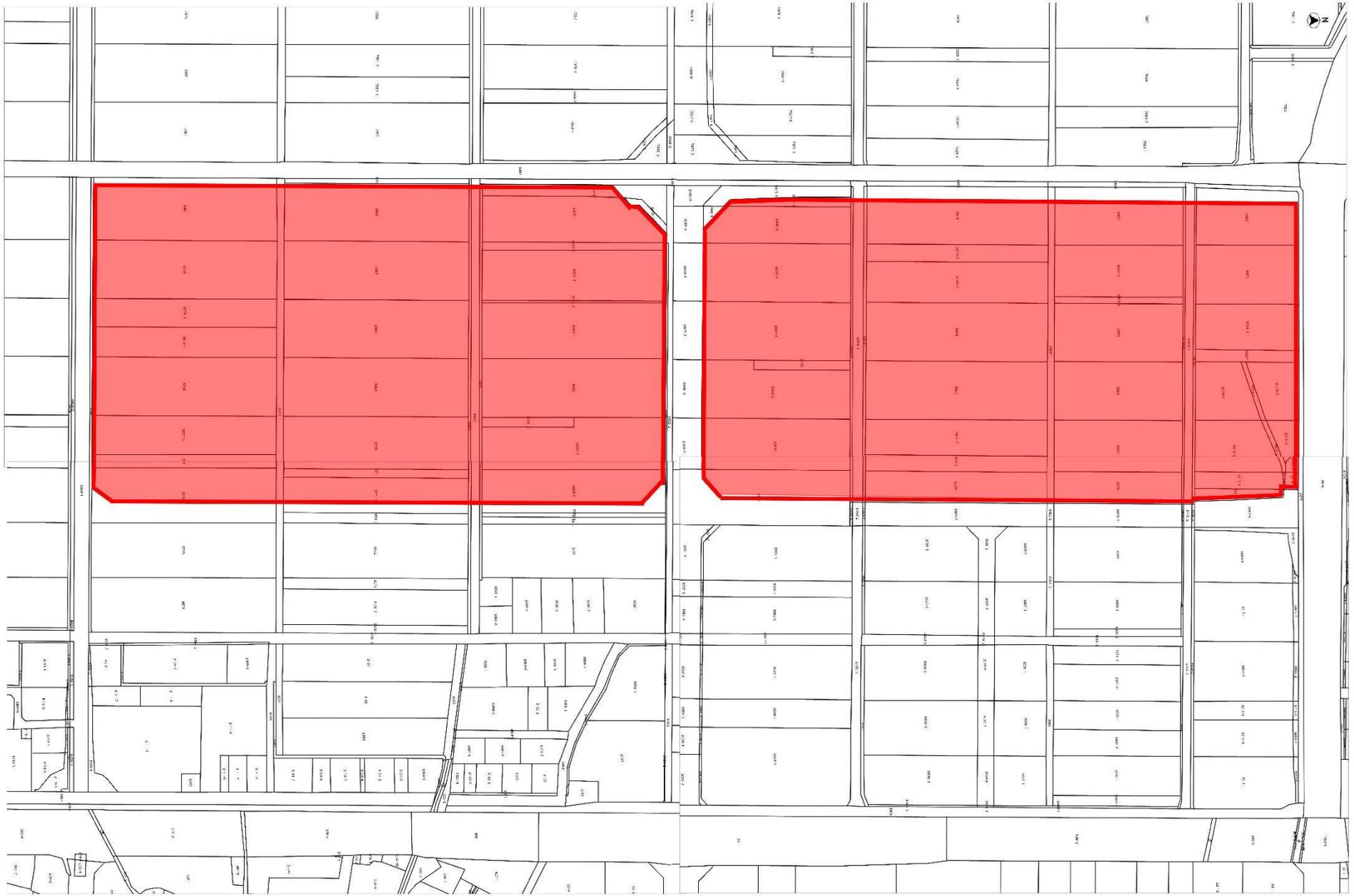
事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 記号
地域水田農業支援 緊急整備事業	213.9	269,000	暗渠排水 楯岡 213.9ha	山形県	平成18～ 平成22年度	
経営体育成基盤整備事業 (西郷名取)	190.1	4,524,000	区画整理 160.4ha	山形県	平成23～ 令和3年度	
経営体育成基盤整備事業 (新西)	49.9	1,172,850	区画整理 42.7ha	山形県	平成23～ 令和1年度	
経営体育成基盤整備事業 (長島)	23.9	759,000	区画整理 23.9ha	山形県	平成24～ 平成30年度	
経営体育成基盤整備事業 (北谷地)	141.6 4.3	924,000 28,059	区画整理 44.2ha	山形県	平成26～ 令和3年度	
経営体育成基盤整備事業 (中田)	24.3	168,000	区画整理 24.3ha	山形県	平成30～ 令和2年度	
農村災害対策整備事業 (滝ノ沢)	26.0	346,000	ため池改修 1箇所	山形県	平成23～ 平成29年度	
水利施設整備事業 (基幹水利型) (千座川)	445.9	500,000	揚水機場 3箇所	山形県	平成23～ 平成25年度	
河川工作物等応急対応事業 (北村)	689 389	117,000 66,057	取水施設 1門	山形県	平成22～ 平成24年度	
特定農業用管水路等特別対策 事業(北村)	639.5 345.9	1,675,000 854,000	パイプライン更新 3,409m	山形県	平成26～ 令和4年度	
用排水施設等整備事業 (長瀬河島)	509.5 148.5	2,100,000 580,000	幹線排水路更新 3,720m	山形県	平成29～ 令和8年度	
ため池整備事業 (袖崎)	286.5	1,360,000	ため池改修 10箇所	山形県	平成25～ 令和4年度	
ため池整備事業 (清水)	10.2	389,000	ため池改修 1箇所	山形県	平成30～ 令和4年度	
ため池整備事業 (幕井)	14.1	651,000	ため池改修 1箇所	山形県	平成31～ 令和6年度	

別図-5 主な既存企業の位置図



対図番号	事業所名	対図番号	事業所名
1	ナブテスコオートモービル(株)山形工場	12	(株)エムテーエス
2	松岡(株)村山工場	13	蔵王米菓(株)
3	(株)コヤマ	14	(株)橋岡ハム
4	(株)マルハニチロ山形	15	(株)伸和コーティング
5	JOHNNAN(株)デザイン&EMSカンパニー東日本事業部	16	(株)蔵持 山形工場
6	(株)エツキ	17	(株)サトー精工
7	京浜パネル工業(株)山形工場	18	(株)三興製作所 山形工場
8	不二工業(株)	19	(株)橋岡物産(株)
9	松本レジン(株)山形事業所	20	日神機工(株)山形工場
10	山形螺子工業(株)	21	(株)ダイユー村山工場
11	VANTECH(株)山形工場	22	林精鋼(株) 山形営業所

別図-6 公図写(駅西地区)



縮尺 1:1000

